

自然災害発生時における 業務継続計画（BCP）

法人名	株式会社H・Tネットワーク
事業所名	ハートフルトリートメント
代表者名	橋本 晃治
管理者名	橋本 晃治
住所	愛知県名古屋市北区安井1丁目28-9
電話番号	052-700-9084
サービス 種別	居宅介護、重度訪問介護、移動支援

来歴

日付	来歴
令和6年3月1日	新規制定
令和7年8月1日	改定
令和8年1月5日	改定

1. 総則

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害発生時において、当事業所が被災した場合に事業所職員の安全を第一に確保し、利用者の命と安全を守るために、サービス提供の継続および中断しても可能な限り重要度の高いサービスから早期再開することを目的として方針、体制、手順などの必要事項を定める。

(2) 推進体制

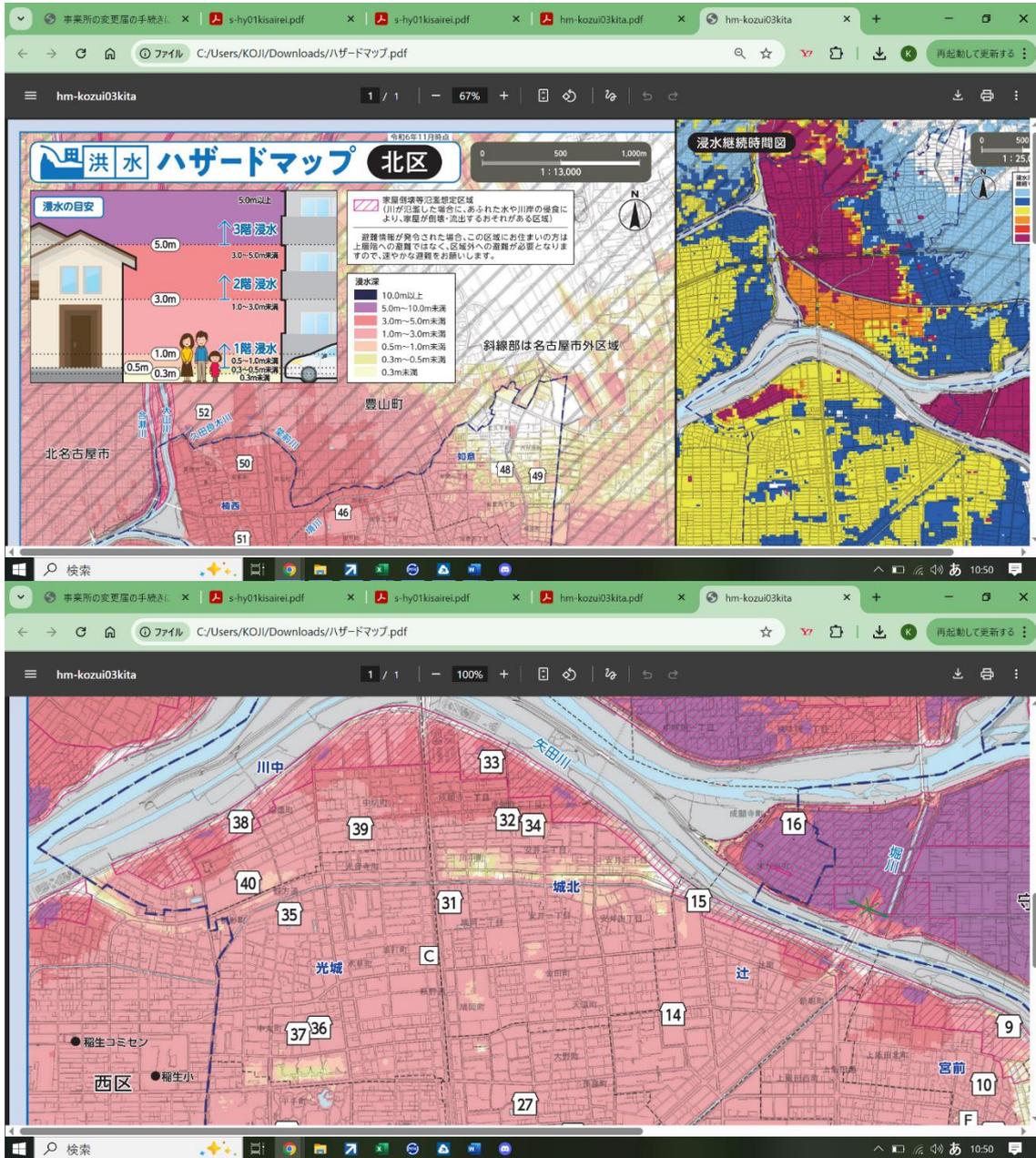
BCPにかかると事業所の推進体制は以下のとおりとする。

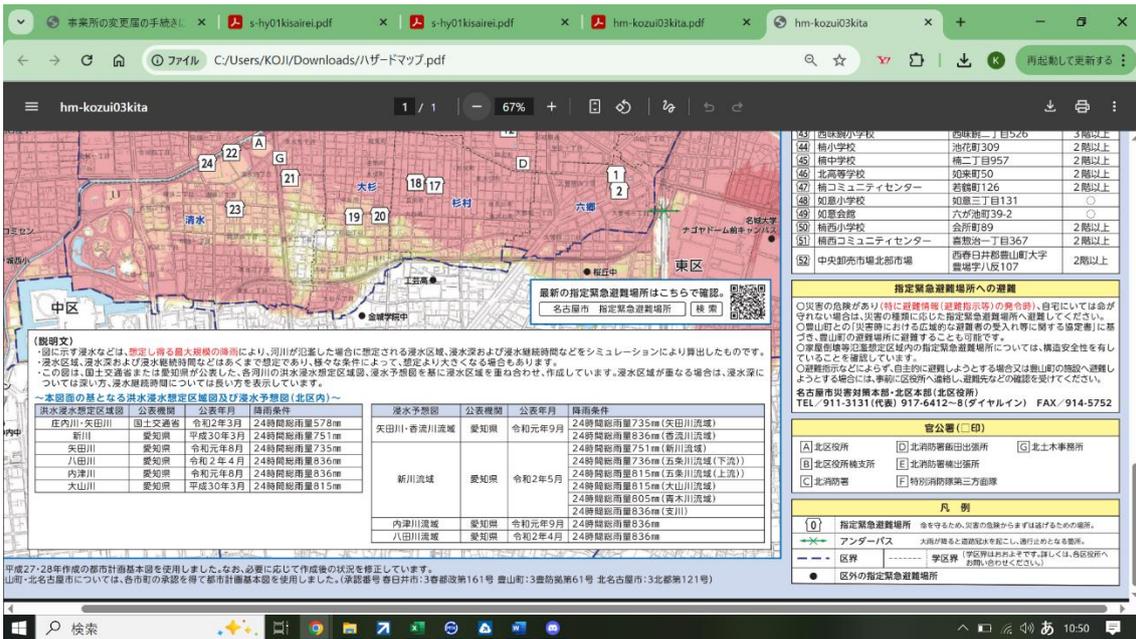
部署・職種等	氏名	主な役割	
管理者兼 サービス提供責任者	橋本晃治	責任者	災害対策にかかる統括管理責任
介護職員	和田米子	副責任者	責任者業務の補佐、シフト管理、研修・訓練の計画策定、災害発生時の対応方法の策定担当
介護職員	西尾康子	推進員	責任者業務の補佐、設備・インフラ関連、書類関連、災害発生時の対応方法の策定担当
介護職員	小泉典子	推進員	副責任者業務の補佐

(3) リスクの把握

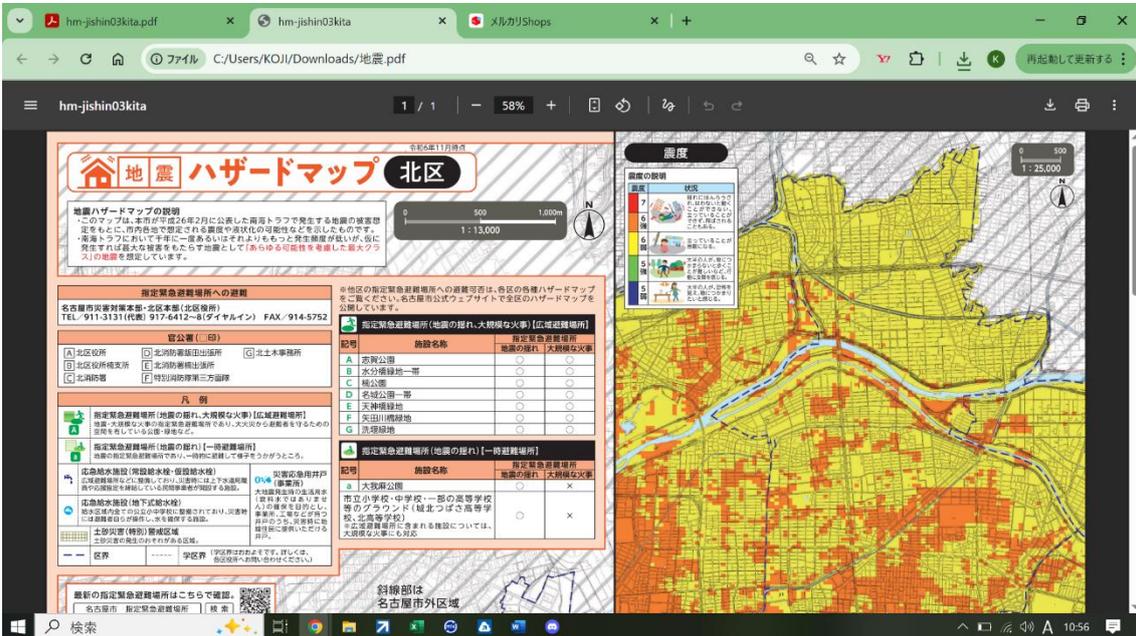
①ハザードマップ等の確認

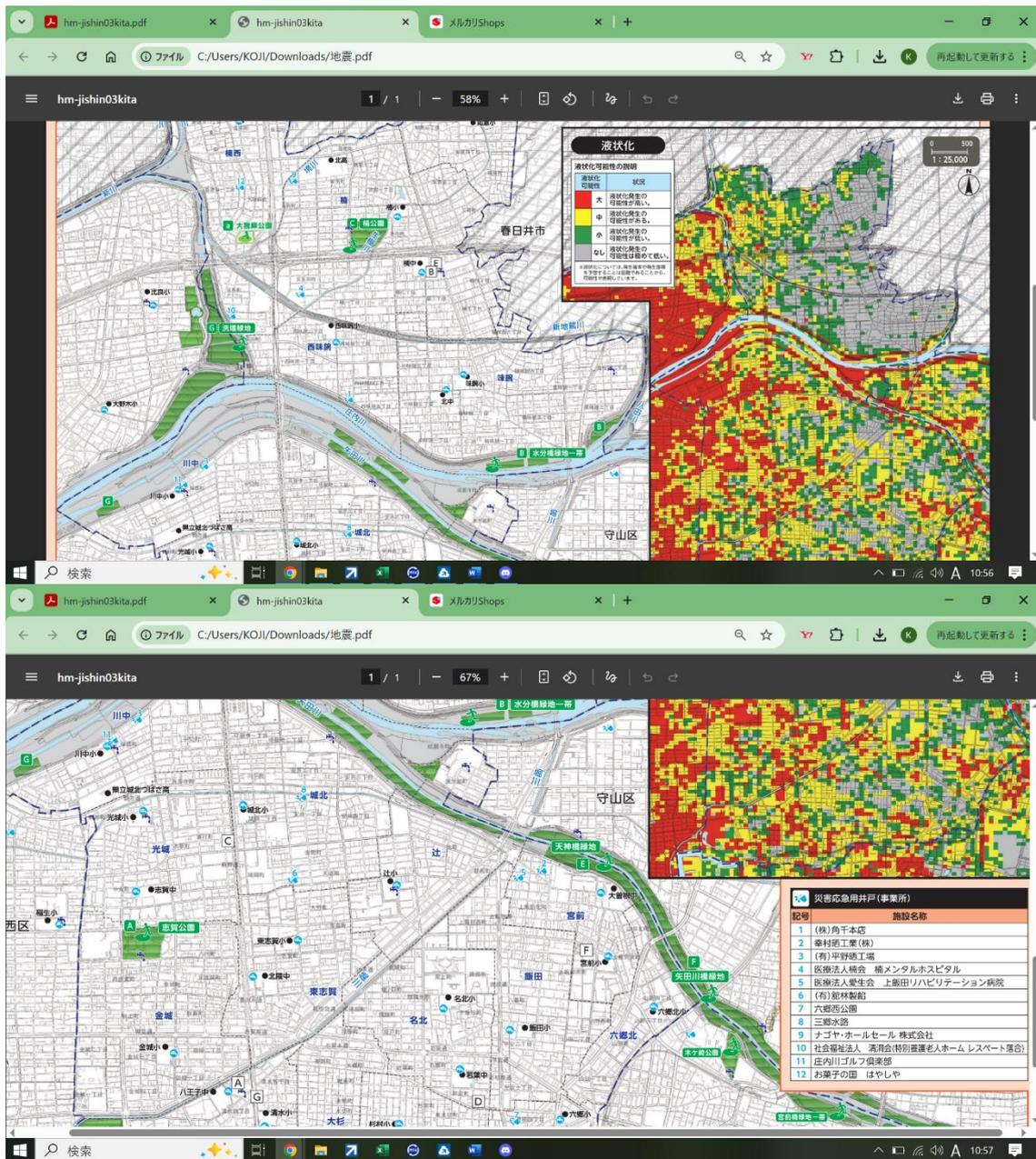
水害ハザードマップ





[地震ハザードマップ]





②被災想定

1 概要

この被害想定は、南海トラフで発生する地震として、平成 26 年 2 月 3 日に本市が公表した 2 つの地震（過去の地震を考慮した最大クラス、あらゆる可能性を考慮した最大クラス）に係る人的被害や建物被害などの推計を取りまとめたものです。

市民が防災対策の効果を実感し、より一層の防災対策に取り組んでいただくため、防災対策を講じた場合の被害軽減効果の推計もあわ

せて行っています。

「過去の地震を考慮した最大クラス」については、今後の防災対策の基礎資料とするため、人的被害や建物被害のほか、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響等についても被害の推計を行っています。被害想定にあたっては、市民が生活のリズムの中で身近に感じられる季節・時間帯（冬・深夜、夏・昼12時（正午）、冬・夕18時（午後6時））を火気器具等の使用状況も踏まえて設定しています。

2 被害量と対策効果

死者・負傷者（冬・深夜のケース）

過去の地震を考慮した最大クラス

死者数：対策前（約1,400人）→対策後（約100人）

重傷者数：対策前（約600人）→対策後（約400人）

軽傷者数：対策前（約4,500人）→対策後（約2,400人）

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

死者数：対策前（約6,700人）→対策後（約1,500人）

重傷者数：対策前（約3,000人）→対策後（約1,400人）

軽傷者数：対策前（約12,000人）→対策後（約6,900人）

建物・経済被害（冬・夕18時（午後6時）のケース）

過去の地震を考慮した最大クラス

地震動による全壊棟数：対策前（約4,900棟）→対策後（約2,400棟）

直接的経済被害：対策前（約3.54兆円）→対策後（約3.19兆円）

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

地震動による全壊棟数：対策前（約34,000棟）→対策後（約9,900棟）

直接的経済被害は推計していない。

想定で見込んだ防災対策の内容

人的被害

建物の耐震化率100%の達成（現状約84%）

家具等の転倒・落下防止対策実施率100%達成（現状約55%）

全員が発災後すぐに避難開始（昼間5分、夜間10分）

既存の津波避難ビルの有効活用

耐震化率100%による、津波被害を受ける自力脱出困難者の減少

建物・経済被害

建物の耐震化率100%の達成（現状約84%）

3 人的被害・建物被害

死者数（最大となるケース：冬・深夜）

過去の地震を考慮した最大クラス：約1,400人

あらゆる可能性を考慮した最大クラス：約6,700人

（注）津波による死者は、早期避難者比率が低い場合（地震発生後早期に避難開始（昼は地震発生後5分、深夜は地震発生後10分

で避難開始）する人の割合が2割の場合）を想定

建物全壊・焼失棟数（最大となるケース：冬・夕18時（午後6時））

過去の地震を考慮した最大クラス：約15,000棟

あらゆる可能性を考慮した最大クラス：約66,000棟

[自事業所で想定される影響]

- 当事業所の位置する地域は、地震による建物倒壊や大規模火災の可能性、風水害による庄内川・矢田川流域河川の氾濫の可能性が高い。
- マップ上、当事業所は風水害により矢田川が氾濫した場合に1m～3mの浸水、が想定される場所に位置しており、電力・水道・通信電波の停止により電気機器・PC・固定電話・携

- 帯電話・インターネットが使用不可となる可能性が高い。
- 建物の倒壊、河川の氾濫等により自転車や徒歩での移動が困難となる可能性が高く、サービス訪問への影響がある。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停電	→	復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄	→	→	調達	→	→	復旧	→	→
生活用水	備蓄	→	→	調達	→	→	復旧	→	→
携帯電話	停止	→	復旧	→	→	→	→	→	→
通信	停止	→	復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

①優先する事業

- [優先する事業]
1. 重度訪問介護
 2. 居宅介護
 3. 移動支援

②優先する業務

[身体介護]

優先業務	優先度	実施方針	必要な職員数			
			朝	昼	夕	夜間

排泄介助	高	生命維持に関わるサービスであり、家族等の協力が得られない場合に実施する。 寝たきりの方であってベッド上でおむつ交換等を実施する利用者の場合は、訪問回数および提供時間の短縮を行い必要最低限の介助とする。 トイレ介助を実施する利用者であってトイレが使用できない場合は段ボールトイレ(簡易トイレ)を設置、またはおむつ等を着用してもらい対応する。	3人	3人	3人	×
食事介助	高	生命維持に関わるサービスであり、家族等の協力が得られない場合に実施する。ただし、利用者の嚥下機能に応じた食形態を提供できる場合に限る。	3人	3人	3人	×
特段の専門的配慮をもって行う調理	高	生命維持に関わるサービスであり、家族等の協力が得られない場合に、嚥下困難者に対する嚥下食等の専門的調理を実施する。ただし、食材調達・調理環境が整備されている場合に限る。	1人	1人	1人	×
服薬介助	高	生命維持に直結する薬を服用している(服薬しなければ病状の悪化を招く)利用者に対して、家族等の協力が得られない場合に実施する。	3人	3人	3人	×
体位交換	中	自身で寝返りができない等、褥瘡の発生が想定される利用者に対して家族等の協力が得られない場合に実施する。	1人	1人	1人	×
口腔ケア	中	肺炎のリスクが高い利用者を優先して、家族等の協力が得られない場合に、できる限り実施する。	1人	1人	1人	×
清拭	中	長期間入浴ができていない等の状況であって、家族等の協力が得られない場合に、できる限り実施する。	×	1人	×	×
その他	低	入浴介助(部分浴含む)、洗面、整容、更衣介助、移乗・移動、外出介助、起床・就寝介助、見守りの援助は災害発生等の緊急時には実施しなくともよい。(ただし、更衣介助については排泄による衣類汚染などがあった場合は適宜実施、通院介助については、救急車が来れないが状態が悪い場合等の状況においては実施することもありうる)	×	×	×	×

[生活援助]

優先業務	優先度	実施方針	必要な職員数			
			朝	昼	夕	夜間
調理	中	食材調達・調理環境が整備されている場合であって、家族等の協力が得られない場合に実施する。訪問回数および提供時間の短縮を行い必要最低限の支援とする。また災害時はガスの供給が停止することも想定されるため、必要に応じて冷凍食品や缶詰等の備蓄を活用した調理とする。	×	2人	×	×
掃除	低	災害発生等の緊急時には実施しなくともよい。	×	×	×	×
洗濯	低	災害発生等の緊急時には実施しなくともよい。	×	×	×	×
ベッドメイク	低	災害発生等の緊急時には実施しなくともよい。	×	×	×	×
衣類の整理・補修	低	災害発生等の緊急時には実施しなくともよい。	×	×	×	×
買い物薬の受け取り	低	災害発生等の緊急時には実施しなくともよいが、生命維持に直結する薬を服用している(服薬しなければ病状の悪化を招く)利用者であって、残薬がない場合に主治医に指示を仰いだ結果、内服薬を受け取りに行くことはありうる。	×	×	×	×

[新規利用者の受け入れについて]
 新規利用者の受け入れは、体制が整うまで原則として停止する。

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

- BCPの策定内容の周知および各々の役割・対応の理解、BCPを適切に実行運用するための知識を得ることを目的として管理者は研修を実施する。
- 研修は年1回すべての職員に対して実施し、不参加者には管理者が個別に行うものとする。
- 災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう訓練を実施する。
- 訓練は年1回実施し、参加者は管理者が指名するものとする。
- 訓練では、風水害や地震等の具体的な自然災害を想定し、職員の役割分担に応じた対応手順・方法のシュミレーションを行う。

②BCPの検証・見直し

- 研修・訓練の実施後は、BCPの内容および対応手順・方法の妥当性を検証する。
- 問題点、改善点があげられた場合は、協議し、必要に応じてBCPを見直す。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

当事業所が入居する建物は昭和60年に建設しているため現在の耐震基準を満たしている。

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
書庫	耐震ポールの設置	書庫の上に不安定に物品を積み上げない
金庫	ボルト等による固定	
パソコン	耐震マットを活用し転落破損防止	
消火器	設備点検	収納場所の確認をしておく

③水害対策

当事業所は自治体の水害マップ上、風水害により矢田川が氾濫した場合に1m～3mの浸水、浸水が想定される場所に位置しているため、以下の水害対策を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか定期的に点検する ■ 外壁の留め金具に錆や緩みはないか定期的に点検する ■ 屋根材や留め金具にひびや錆はないか定期的に点検する ■ 周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか定期的に点検する ■ 浸水時にパソコンや利用者ファイル等を迅速に持ち出せるよう整理整頓しておく

(2) 電気が止まった場合の対応

稼働させるべき設備等	代替策
パソコン	カーバッテリー
スマートフォン	カーバッテリー、ポータブルバッテリー
その他	サービス提供時の停電について、対応方法を相談支援専門員と取り決めておく

(3) ガスが止まった場合の対応

稼働させるべき設備等	代替策
給湯設備	事業所内の給湯設備はガス復旧まで使用しない

サービス提供	「1-(4) 優先業務」で示したとおり、入浴介助は実施せず清拭に変更、調理は冷凍食品や缶詰等の備蓄を活用した食事提供に変更し対応する
--------	--------------------------------------------------------------------

(4) 水道が止まった場合の対応

①事業所

[飲料水]

- 職員数4名、計8ℓ(1人あたり2ℓ×3日分)の備蓄により対応する。
- 備蓄の飲料水は保存期間に留意し、定期的に交換する。
- 不足した場合は避難所および給水地点から確保する。

[生活用水]

- 水は最低限の使用を心がけ、手洗い等はアルコール消毒にて対応する。
- 不足した場合は避難所および給水地点から確保する。

②サービス提供

[飲料水]

- 普段から飲料水の備蓄を依頼する。必要に応じて買い物代行等で購入しておく。
- 備蓄の飲料水は保存期間に留意し、介護職員がサービス時に管理、定期的に交換する。
- 不足した場合は避難所および給水地点から確保する。

[生活用水]

- 使い捨ての食器を活用したり、ウェットティッシュで拭きとったりするなど、できる限り洗い流さなくてよいような工夫を行う。
- 手洗いはアルコール消毒にて対応する。
- 不足した場合は避難所および給水地点から確保する。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ①LINE(グループライン)などのSNSやGoogleパーソンファインダーを活用して連絡を取り合い、安否確認等を行う。
- ③利用者の安否確認のため、緊急連絡先や特定相談支援事業所などとSNS・メール等で連携を図り、情報の共有を行う。
- ④ノートパソコンやスマートフォンを充電できるようにカーバッテリー用のカーインバーター、ポータブルバッテリーを購入し、備蓄しておく

(6) システムが停止した場合の対策

- ①紙媒体で保管している帳票書類は、可能な限り電子データ化（PDF化）し、クラウド上での管理またはUSBにてバックアップを取っておく。
- ②パソコン、サーバー、重要書類は、浸水のおそれがない場所へ保管しておく。
- ③停電等が発生した場合、パソコンや請求ソフトが使用できなくなるため、各種記録書類は手書きでの作成に変更する。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

[事業所]

- 停電、断水時は速やかに段ボールトイレ(簡易トイレ)を設置し、使用する。

[利用者宅]

- おむつ利用の場合は、普段から一袋余分に在庫を確保してもらうよう依頼する。
- トイレ利用の場合は、段ボールトイレ(簡易トイレ)の備蓄確保を依頼し、停電、断水時は速やかに設置し、そちらを使用するよう案内する。
- 金銭面の負担に考慮し、段ボールトイレ等の購入が難しい場合はバケツとゴミ袋を活用し、処理する。

② 汚物対策

[事業所]

- 排泄物などは、ゴミ袋などに入れて消臭凝固剤を使用して密閉し、ベランダ端にて保管する。また消臭凝固剤を使用した汚物は燃えるゴミとして廃棄処理する。

[利用者宅]

- 排泄物などの処理方法は、上記事業所のものと同じとするが、金銭面の負担に考慮し、消臭凝固剤の購入が難しい場合は、ゴミ袋を二重にして保管、処理する。

(8) 必要品の備蓄

災害時に必要な備蓄品は、様式1「備蓄品リスト」のとおりとし、計画的に備蓄する。備蓄品によっては期限があるため、事務員が担当者として定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストの見直しおよび補充を行う。

(9) 資金手当て

緊急時に備えた保険、手元資金等は以下のとおり。

手元資金：事業所内金庫に 1,000 円×100 枚=10 万円

(10) 災害時に備えた事前準備

①職員連絡先一覧表の作成

職員の緊急連絡先や本人・家族の状況、災害時の出勤有無等をまとめた様式 2「職員連絡先一覧表」を作成しておき、災害発生時の安否確認時に記入、管理する。

②安否確認の方法等の検討

特定相談支援事業所、他の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、利用者への安否確認について役割分担や優先順位についてあらかじめ検討しておく。安否確認の優先順位については様式 3「災害時利用者一覧表」に記入、管理する。

③訪問中・移動中における対応方法の検討

災害発生時に職員が訪問中または移動中であることも想定されるため、あらかじめ対応方法を検討しておく。訪問中または移動中の対応方法は「3-(2)行動基準」で示すとおりとする。

④利用者ごとの避難場所・避難方法の検討

災害発生時を想定し、各利用者ごとの地域における近隣の避難場所の把握および避難方法を特定相談支援事業所、利用者・家族とともに検討、シミュレーションしておく。

⑤利用者・家族へサービスの休止・縮小の可能性に関する説明

災害発生時には、利用者・家族に連絡がつかない等の状況が想定され、サービス休止・縮小の説明ができない可能性がある。
そのため、災害時にはサービスの休止や訪問回数および提供時間の短縮の可能性があること、台風等で事前に甚大な被害が予想される場合には「3-(1)-①サービス休止の基準 ②対応フロー」にもとづきサービスの休止や前倒し訪問、延期等の可能性があること、を特定相談支援事業所と情報共有した上で、契約書や重要事項説明書等の書面にて利用者・家族へあらかじめ説明し同意を得ておく。

3. 緊急時の対応

(1) 災害が想定される場合の対応

① サービス休止の基準

台風等により甚大な被害が予想される場合は、大雨警報や洪水警報、氾濫警戒情報、高潮注意報の発表または自治体から警戒レベル3(高齢者・障害者等の避難指示)の発令が出された時点で原則としてサービスを休止とする。

② 対応フロー

時間経過	警戒レベル 防災気象情報等	対応
3日前 ～ 2日前	台風上陸の可能性 警戒レベル1 早期注意情報	<ul style="list-style-type: none">■ サービス休止の可能性を利用者・家族へ連絡■ 台風等に備えるよう注意喚起

1 日前 ～ 当日	警戒レベル 2 大雨注意報・洪水注意報・ 氾濫注意情報・高潮注意報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当日のシフト編成を見直し、利用者ごとにサービス派遣の可否を判断 ■ サービスを休止することで生活に多大な支障がある利用者(生命維持に関わるケア)を優先し、台風等の影響が出ないうちに時間変更等による前倒し訪問を検討 ■ サービスを休止することで生活への支障がさほどない利用者は、シフト状況および天候状況等に応じて派遣 or 休止 or 延期を検討 ■ 検討・判断の結果を職員、利用者・家族、特定相談支援事業所へ連絡
	警戒レベル 3 以上 大雨警報・洪水警報、氾濫 警戒情報・高潮警戒情報 / 土砂災害警戒情報・高潮警 報・高潮特別警報・氾濫危 険情報 / 大雨特別警報・ 氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス休止 ■ 警報解除後に安全の確保ができ次第サービス再開を検討

(2) BCP 発動基準

[地震による発動基準]

当事業所が所在する名古屋市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動する。

[風水害による発動基準]

当事業所が所在する名古屋市周辺において、大雨警報や洪水警報、氾濫警戒情報、高潮注意報が発表された場合、または自治体から警戒レベル 3(高齢者・障害者等の避難指示)の発令が出された場合に、管理者の指示により BCP を発動する。

[その他]

当事業所のサービス提供範囲において、移動手段の断絶状況を勘案し、管理者が必要と認めた場合に BCP を発動する。

※管理者が不在の場合に、BCP 発動の判断をする代替者は以下のとおりとする。

管理者	代替者①	代替者②
管理者：橋本晃治	介護職員：和田米子	介護職員：西尾康子

(3) 行動基準

災害発生時における個人の行動基準は以下のとおり。

①介護職員(従業者等)

事業所内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自身の安全確保を最優先とし、デスクの下など安全な場所へ移動して揺れが落ち着くまで待つ。 ■ 揺れが落ち着いたら避難出口を確保、火災や建物倒壊の危険性がある場合は速やかに事業所外への避難要否の判断を管理者へ仰ぐ。 ■ 事業所外へ避難しない場合は、二次災害の防止に努める。(ガスの元栓を占める、コンセントを抜く、ブレーカーを落とす等) ■ 事業所内の保管庫から必要な備蓄類を取り出す。(食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等)
移動中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自身の安全確保を最優先とし、安全な場所へ移動して揺れが落ち着くまで待つ。 ■ 自転車・徒歩の場合は、建物倒壊や火災に巻き込まれる可能性があるため、建物から離れ、訪問バッグ等で頭部を守る。 ■ 自動車の場合は、路肩など安全な場所に停車する。 ■ 揺れが落ち着いたら管理者へ連絡し、状況を報告、「利用者宅へ訪問 or 事業所へ移動 or 避難所へ移動 or 自宅へ帰宅」など指示を仰ぐ。 ■ 管理者へ連絡がつかない場合は、サービス提供責任者(代替者)へ連絡し、指示を仰ぐ。 ■ サービス提供責任者(代替者)にも連絡がつかない場合は、事業所へ移動する。 ■ 事業所への移動が困難な場合は、地域の避難所または近場の安全な場所へ一時避難する。

訪問中 (利用者宅)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自身と利用者および同居家族の安全確保を最優先とし、頭部をクッション等で守り、テーブルの下など安全な場所へ移動して揺れが落ち着くまで待つ。 ■ 揺れが落ち着いたらドアや窓を開けて避難出口を確保する。 ■ 火災や建物倒壊の危険性がある場合は、速やかに自宅外への避難要否の判断を行い、必要に応じて近隣の避難所へ移動または自宅待機するよう伝える。 ■ 単独での対応が難しい状況である場合は、近隣住民等に支援協力の依頼をする。 ■ 在宅避難の場合は、二次災害の防止に努める。(ガスの元栓を占める、コンセントを抜く、ブレーカーを落とす等) ■ 必要な備蓄類を手にとれる位置へ置いておく。(食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯電話等) ■ 喀痰吸引器などの医療機器を使用している場合は、自家発電機を使用して稼働する。 ■ 管理者に連絡し、自身と利用者および同居家族の安否情報や対応状況の報告、「次の利用者宅へ訪問 or 事業所へ移動 or 自宅へ帰宅」など指示を仰ぐ。 ■ 管理者へ連絡がつかない場合は、サービス提供責任者(代替者)へ連絡し、指示を仰ぐ。 ■ サービス提供責任者(代替者)にも連絡がつかない場合は、周囲の災害状況から「次の利用者宅へ訪問 or 事業所へ移動 or 自宅へ帰宅」を自ら判断し、行動する。
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②管理者・サービス提供責任者

<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者は介護職員(従業者等)の職員の安否確認、状況の把握を行うとともに、関係機関と情報共有・連携を図る。 ■ サービス提供責任者は担当利用者・家族の安否確認を行い、管理者や相談支援専門員等と情報を共有する。 ■ 管理者は各職員に対して状況に応じて避難指示等を行うとともに、稼働可能な介護職員の員数を把握・整理し、員数に応じて優先する利用者および優先業務の選定を行い、各職員へ指示を出す。 ■ ラジオ、インターネット、自治体 x (エックス) 等の SNS から災害情報を収集する。

(4) 対応体制

部署・職種等	氏名	主な役割	
管理者	橋本晃治	災害対策 指揮、情報 収集・ 管理担当	災害対応の総指揮、職員の安否・現場での災害対応等の情報収集と集約、関係機関との連絡調整
サービス提供責任者	橋本晃治		管理者の補佐および代替対応、担当利用者・家族への安否確認の連絡、特定相談支援事業所等との連絡調整、記録
介護職員	西尾康子	現場対応 復旧担当	介護現場での安否確認、災害対応、負傷時の応急処置、搬送、利用者の避難誘導
介護職員	和田米子	現場対応 復旧担当	介護現場での安否確認、災害対応、負傷時の応急処置、搬送、利用者の避難誘導

(5) 対応拠点

災害対策にかかる対応拠点は、以下のとおりとする。

- ・当事業所
- ・城北コミュニティセンター（地震時不可）
- ・城北小学校（地震時も可能）

(6) 安否確認

①利用者の安否確認

[安否確認の方法]

- 事前に取り決めた役割分担および様式3「災害時利用者一覧表」に示した優先順位にもとづき、各サービス提供責任者が担当する利用者・家族へ安否の確認を行う。
- 安否確認の結果を様式3「災害時利用者一覧表」に記入するとともに、管理者および特定相談支援事業所等へ報告・共有する。

[医療機関への搬送方法]

- 利用者が負傷している場合は、応急処置を施し、主治医に連絡・指示を仰ぐ。また負傷状況に応じて救急搬送を要請する。
- 利用者の状態が悪く救急搬送を要請したが救急車が来れない等の場合は、管理者およびサービス提供責任者の判断で医療機関への受診を行う。

②職員の安否確認

- 管理者がSNS(グループライン)にメッセージを発信し、各職員の安否を確認する。
- メッセージを受けた職員は、自身と家族の安否、出勤の可否を返信する。
- SNSがつかない場合は電話、メール、Googleパーソンファインダー、災害用伝言ダイヤルをあわせて活用する。
- 管理者は職員の安否状況等を様式2「職員連絡先一覧表」に記入、管理しサービス提供責任者と情報を共有する。

(7) 職員の参集基準

- ①地震の場合は、震度5強以上、水害の場合は大雨警報・洪水警戒等(警戒レベル3)の発令時を参集の基準とする。
- ②事業所から徒歩・自転車圏内に居住する職員は参集する。
- ③自身または家族が被災した場合、要配慮者や養育が必要な児がいる場合、浸水・道路の寸断等の理由により参集が難しい場合は、参集しなくてよいものとする。

(8) 事業所内外での避難場所・避難方法

①職員の避難

	地震	風水害
第1避難場所	当事業所	当事業所
第2避難場所	城北小学校	城北コミュニティセンター
事業所外への避難判断基準	建物倒壊、火災など事業所内に留まることが難しい場合、その他管理者が危険と判断した場合に事業所外へ避難する。	河川氾濫の前兆現象(急激な水位の上昇等)が見られた場合や気象状況を鑑みて管理者が危険と判断した場合に事業所外へ避難する。
避難方法	徒歩にて移動。利用が可能な場合は自転車・自動車にて移動。移動に際してはエレベーターは使用しないこと。	

②訪問中の避難

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	利用者宅	近隣の一時避難所
避難方法	訪問中、利用者宅にて災害が発生した際の対応は「3-(2)行動基準」に示したとおりである。まずはその場で災害に備え、地震等の場合は避難経路の確保なども考慮して行動する。なお、風水害の場合であって右記の避難場所への避難が間に合わない場合は、家屋の2階など高台へ垂直避難すること。	あらかじめ近隣の避難所を調べておき、居宅の被災状況に応じて徒歩や車いすにて避難誘導を行う。なお、単独での対応が難しい場合は近隣住民等へ協力を依頼すること。

(9) 重要業務の継続

経過目安	被災日	発災後 1 日	発災後 2 日	発災後 3 日	発災後 5 日
出勤率	100%	30%	30%~60%	60%~75%	85%~90%
訪問介護業務の内容・基準	職員・利用者の安否確認、災害状況の把握	医療的ケア、排泄・食事・服薬介助等の生命維持に関わる最低限のサービスのみ（状況に応じて他の訪問系障害福祉サービス事業所へ応援要請を行う）	医療的ケア、排泄・食事・服薬介助等の生命維持に関わる最低限のサービス、可能であれば口腔ケア、体位交換等の介助も行う	状況により異なるが、平常時のサービス提供へ向けて行う	被災後の困りごと、新たなニーズの聴き取り把握と平常時のサービス提供の実施

(10) 職員の管理

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
当事業所	当事業所(相談室を宿泊場所として開放する)

②勤務シフト

- 原則として管理者もしくはサービス提供責任者(代替者)のいずれかは必ず出勤することとし、事業所から徒歩・自転車圏内の職員でシフトを編成する。
- 発災後、日ごとに稼働(出勤)が可能な者の員数を把握し、管理者とサービス提供責任者間で共有、勤務体制が整わず人員確保が必要な場合は、他の訪問系障害福祉サービス事業所等へ応援依頼を検討するなど職員の体調および負担軽減に配慮する。

(11) 復旧対応

①破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように被害状況を様式4「破損箇所点検シート」により確認する。

②業者連絡先一覧の整備

事業所の建物・設備に関して復旧作業を依頼する各種業者連絡先は以下のとおり。

業者名	連絡先	業務内容
エクステリア颯(株)	080-4524-7601	建物の補修
長瀬電気工業株式会社	052-911-9526	電気
佐久間工業	080-4537-4037	ガス
なないろ設備	090-8951-0686	水道

③情報発信

災害発生後、管理者から必要に応じて指定権者や市町村等の自治体に被災状況等の報告を随時行う。
報道機関等への対応は、風評被害を招かないよう法人内で協議した上で、管理者が行う。

4. 他施設・事業所との連携

(1) 連携体制の構築

単独での事業継続が困難な事態を想定し、日頃から事業所を取り巻く地域の関係者・機関との協力関係の構築に努める。また、事業所の倒壊や職員の被災による欠員から、優先する利用者および優先業務の継続が困難な状況であっても、サービス提供を継続できるよう他の訪問系障害福祉サービス事業所等から人員派遣等の支援を受けられる協力連携体制を構築しておく。

[連携関係のある施設・事業所]

施設・事業所名	連絡先	連携内容

[連携関係のある医療機関(協力医療機関)]

施設・事業所名	連絡先	連携内容

[連携関係のある社協・行政・自治会等]

施設・事業所名	連絡先	連携内容
名古屋市保健福祉課(障害)	052-972-2587	

(2) 連携対応

災害発生に備え、連携関係のある事業所間で顔の分かる関係を構築しておく。また緊急時の連絡・応援要請の方法や人員派遣にかかる利用者情報およびサービスの留意点の共有方法、指示・報告等の体制の確認を図るために、定期的な合同研修・会議等の開催を検討する。

5. 地域との連携

被災時の職員の派遣について、災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録は、現在検討中。

以上